

宮崎市民

MIYAZAKI CITIZEN

長寿支援プラン

ELDERLY SUPPORT PLAN

2024—2026

■基本理念

住み慣れた地域で支え合いが根づく、
誰一人取り残さない社会づくり

■政策目標

いつまでも健康で、
生きがいを持つとともに個人の尊厳が守られるまち
いつまでも住み慣れた地域で、
個人の思いを尊重した生活ができるまち
いつまでも安心して、
必要なサービスを受けることができるまち



MIYAZAKI CITY

はじめに

本市では、高齢者人口が年々増加し続けており、全人口に占める高齢者の割合は2055年頃には約4割になると予測しています。また、高齢者の増加に伴い、要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれ、さらに、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯のさらなる増加、介護に従事する労働人口の減少による影響等により、今後増大する介護ニーズにしっかり対応できるよう、対策を講じていくことが喫緊の課題となっております。



このため、これまで本市が取り組んできたことを基礎としながら、日常の療養支援から看取りまで踏まえた、医療と介護の連携に関する施策、認知症高齢者を地域社会で見守り、共に暮らせるための認知症高齢者施策、介護ニーズに応えることができるよう、介護人材の確保に必要な施策などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、『住み慣れた地域で支え合いが根づく、誰一人取り残さない社会づくり』を基本理念に掲げた「宮崎市民長寿支援プラン」を策定いたしました。本プランの推進にあたりましては、行政だけでなく、市民、自治会、民生委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護事業所等の地域団体や関係者の皆さまと、密に連携して取り組むことが重要であると考えますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会委員の皆様をはじめとする多くの関係者、そして市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

宮崎市長 清山 知憲

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

第1節	計画策定の趣旨	7
第2節	法令の根拠と他の計画との関係	8
第3節	計画の期間と今期計画の位置づけ	9
第4節	計画策定の経緯と体制、策定後の点検体制	10
	(1) 計画等策定推進協議会の設置	10
	(2) 住民意見の反映	10
	(3) 行政内部の策定体制	11
	(4) 計画の周知と点検体制	11

第2章 高齢者を取り巻く現状

1	高齢者人口等の将来予測	13
2	要支援・要介護認定者の状況	15
3	認知症高齢者の状況	17
4	高齢者のいる世帯の状況	20
5	介護保険給付額の状況	24
6	有料老人ホームの給付額等	29
7	介護人材を取り巻く状況	32
8	介護サービス事業所の整備等	37
9	高齢者の移動支援	40
10	超高齢社会の中で見据える人生の最終段階	41

第3章 基本理念 政策目標 重点的取組

第1節	基本理念と政策目標	43
1	基本理念	43
2	政策目標	44
3	基本理念や政策目標の実現に向けた基本的な考え方	45
第2節	重点的取組	46
	【重点的取組1】	47
	【重点的取組2】	49
	【重点的取組3】	51
	【重点的取組4】	53
	【重点的取組5】	55
第3節	第8期の振り返りと本計画の方向性	57
第4節	日常生活圏域毎の生活支援の分野に関する取組	58

第4章 高齢者福祉事業

第1節	高齢者福祉事業の概要	69
第2節	生きがいつくりに関する事業	70
1	現状と課題	70
2	今後の取組	70
3	事業概要	71
	(1) 老人クラブ活動助成	71
	(2) 敬老祝関連事業	71
	(3) 高齢者の外出支援・促進	72
	(4) 生きがい支援施設	72
第3節	生活支援事業	74
1	現状と課題	74
2	今後の取組	74
3	事業概要	75
	(1) 生活支援ショートステイ事業	75
	(2) 高齢者虐待等一時保護事業	75
	(3) 緊急通報システム事業	76
	(4) ふれあい会食事業	76
	(5) 認知症高齢者等の権利擁護体制整備事業	77
	(6) 住宅改修補助事業	77
第4節	施設福祉サービス事業	78
1	現状と課題	78
2	今後の取組	78
3	事業概要	79
	(1) 養護老人ホーム	79
	(2) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	79
	(3) 軽費老人ホームA型、ケアハウス	80
第5節	高齢者住宅等の安心確保に関する取組	81
1	現状と課題	81
2	今後の取組	81
	(1) 公営住宅	81
	(2) サービス付き高齢者向け住宅	82
	(3) 高齢者向け居住施設の質の向上	82

第5章 介護保険事業

第1節	介護保険事業の概要	85
1	介護保険制度の全体像	85
2	保険料の状況	89
	（1）保険料の賦課状況	89
	（2）保険料の収納状況	91
3	要介護（要支援）認定の状況	92
	（1）認定者の推移	92
	（2）出現率の推移	93
4	サービスの利用状況	94
	（1）サービス利用者の推移	94
	（2）サービス費用額の推移	95
第2節	サービスの種類ごとの現状と見込み	96
1	保険給付の種類	96
2	在宅サービス	97
	（1）現状と課題	97
	（2）今後の取組	97
	（3）事業量の実績と見込み	98
3	施設サービス	121
	（1）現状と課題	121
	（2）今後の取組	121
	（3）事業量の実績と見込み	122
第3節	介護保険事業費の見込み	126

第4節	地域支援事業	127
1	地域支援事業の概要	127
	(1) 趣旨と目的	127
	(2) 地域支援事業の構成と財源構成	128
	(3) 地域支援事業に係る費用の見込み	128
2	介護予防・日常生活支援総合事業	129
	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の概要と構成	129
	(2) 介護予防・生活支援サービス事業	131
	(3) 一般介護予防事業	134
3	包括的支援事業	137
	(1) 地域包括支援センター運営事業	137
	(2) 在宅医療・介護連携の推進	140
	(3) 認知症施策の推進	143
	(4) 生活支援サービスの体制整備	145
	(5) 地域ケア会議推進事業	145
4	任意事業	146
	(1) 介護給付適正化事業	147
	(2) 家族介護支援事業	151
	(3) その他の事業	153
第5節	保健事業と介護予防の一体的実施	155
第6節	保健福祉事業	157
1	現状と課題	157
2	事業概要	157
	(1) 事業体系	157
	(2) 実施事業	157
第7節	見込量確保のための方策	159
第8節	第1号被保険者の保険料	161
1	第1号被保険者の保険料設定の基本的な考え方	161
	(1) 負担の割合	161
	(2) 所得段階に応じた保険料額の設定	162
2	保険料の算定	163
	(1) 保険料率算定の流れ	163
	(2) 基準額の算定方法	163
	(3) 所得段階別の保険料額の設定	165

第6章 高齢者にやさしいまちづくり

第1節	安全・安心の確保	167
1	安否確認や見守り体制の整備	167
2	SOSネットワーク	167
3	民間サービス・情報通信技術（ICT）の活用	167
4	要配慮者の災害時避難支援	168
第2節	成年後見制度の利用促進	169
(1)	成年後見制度の概要	169
(2)	成年後見制度の利用促進に向けて	169
(3)	権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり	169
(4)	成年後見制度及び相談窓口に関する周知・広報の強化	170
(5)	成年後見制度利用支援事業の適切な実施	170
第3節	包括的支援体制の構築	171
第4節	社会参加や地域活動の支援・推進	173
第5節	自然災害や感染症に備えた業務継続計画	174
(1)	自然災害対策や感染症対策の概要	174
(2)	介護サービス事業所等の業務継続に向けて	174

資料編

宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会設置要綱	176
宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会委員	177

第1章

計画策定の趣旨等

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 法令の根拠と他の計画との関係
- 第3節 計画の期間と今期計画の位置づけ
- 第4節 計画策定の経緯と体制、策定後の点検体制

第1節 計画策定の趣旨

第9期となる介護保険事業（支援）計画期間は、いわゆる団塊の世代の全員が75歳以上となる2025（令和7）年を迎えることとなります。また、高齢者人口が全国的にピークを迎える2040（令和22）年を見通すと、85歳以上の人口が急増し、要介護高齢者がますます増加する一方で、高齢者を支えるいわゆる現役世代（15～64歳）が急減することが見込まれており、介護をはじめとする社会保障の持続可能性の確保が、国を挙げて喫緊の課題となっております。

そのような中、本市では、2025（令和7）年に高齢者人口が総人口の3割を超えて、2045（令和27）年にピークを迎えるとされ、さらに、今後40年間で総人口が約10万人も減る見通しとなっております。全国と同じく、さらなる高齢化に歯止めがかからず、介護サービスの需要がますます増えていく一方で、介護人材の不足がより一層厳しくなり、深刻な問題と受け止めているところです。

このように2025（令和7）年に向けて高齢者への支援が一層求められる中、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、特に第8期の計画では、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。今後とも、この地域包括ケアシステムを実現するためには、「4つの助（自助・互助・共助・公助）」がそれぞれの役割を果たし、その上で密に連携して機能していくことが重要とし、特に自助と互助がこれからの超高齢社会の礎になるものとして市民への理解を求めていく必要があると考えます。

第9期となる本計画の策定にあたっては、これまでの間の現状分析や将来予測をはじめ、各種ニーズ調査結果などに基づき、次期3箇年において本市が目指す目標像に向けた見直しを図るものとなります。介護保険制度が始まって以来、社会情勢が変わりゆく中で、これまで本市が実直に取り組んできたことを基礎としながらも、地域ごとの高齢化の状況や課題に応じた各種施策の展開を図るための計画として策定するものとしています。

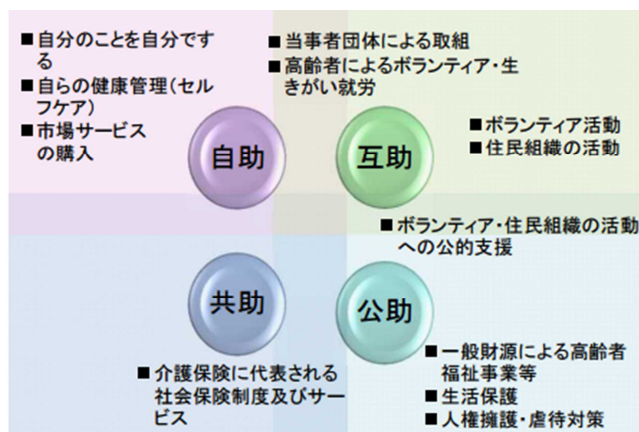


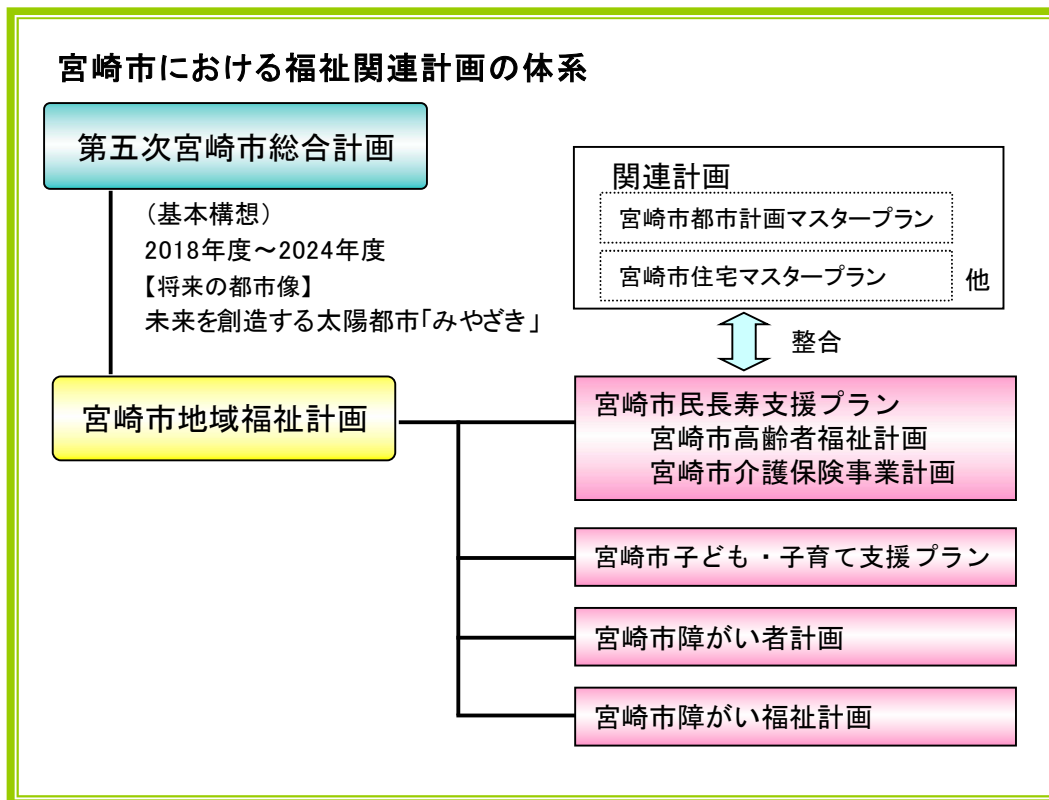
図) 厚生労働省「地域包括ケア研究会報告書」

第2節 法令の根拠と他の計画との関係

「宮崎市民長寿支援プラン」は、本市の高齢者福祉の政策方針を掲げ、高齢者福祉事業及び介護保険事業の円滑な推進のために策定するもので、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を、一体的な計画として策定しております。

なお、「宮崎市民長寿支援プラン」は、第五次宮崎市総合計画 注) 及び第四次宮崎市地域福祉計画との整合性を図った上で策定しています。

注) 総合計画は、市町村が定める地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想と、これを実現するための具体的な方策を示した基本計画で構成されており、第五次宮崎市総合計画の計画期間は2018（平成30）年度から2024（令和6）年度までとなっています。



第3節 計画の期間と今期計画の位置づけ

第1期及び第2期の介護保険事業計画は、5年を一期とし、3年ごとに見直しを行いました。2005（平成17）年の介護保険法の改正により、第3期からは保険料の財政均衡期間との整合性を考慮し、3年を一期とし、3年ごとに見直しを行うことになりました。

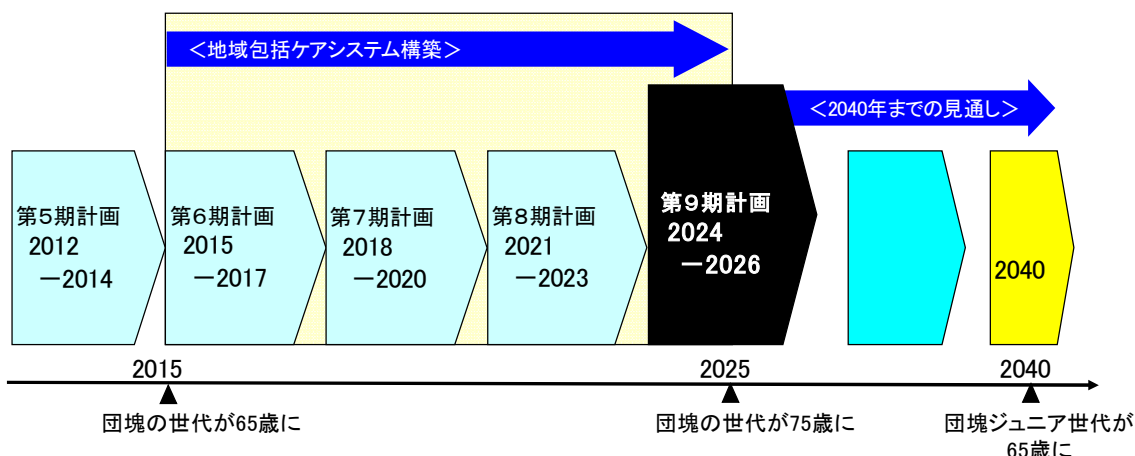
また、2008（平成20）年の法改正により、老人保健法による保健事業が廃止されたため、第4期から高齢者保健福祉計画は高齢者福祉計画となりました。

今期計画は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間で一期とし、最終年度の2026（令和8）年度に見直しを行います。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
計画期間	第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画			第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画			第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画			第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画		
保険料期間	第6期			第7期			第8期			第9期		
年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8

【今期計画の位置づけ】

前期計画に引き続き、高齢者を取り巻く状況や介護需要等の動向を見通し、今期計画で必要となるサービス量を適切に見込むとともに、各種取り組みにかかる方策を定め、本市の各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムのさらなる推進を目指すとともに、団塊ジュニア世代が65歳に到達する2040（令和22）年を見据え、中長期的に介護サービス基盤等の整備を図る計画としています。



第4節 計画策定の経緯と体制、策定後の点検体制

(1) 計画等策定推進協議会の設置

本計画の策定に当たっては、保健・医療・福祉等の専門家や、公募による被保険者の代表など幅広い関係者で構成される「宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会」（資料編参照）でご審議をいただきました。審議の過程では、今回の介護保険法の改正の内容を反映するとともに、本市の実情に応じた計画となるよう、前計画の実施状況や課題分析等を踏まえ、今後の施策の展開についてご意見をいただきました。

(2) 住民意見の反映

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等

本調査の目的は、高齢者の心身機能の状況、閉じこもり、認知症等のリスク要因や世帯状況など地域の高齢者の状況を把握するなど、本計画に位置付けるための基礎情報を得ることです。

調査の実施にあたっては、2023（令和5）年1月に要介護認定を受けていない65歳以上の第1号被保険者3,000名及び40歳から65歳未満の第2号被保険者3,000名を対象に無作為抽出し、郵送によるアンケート調査で実施しました。結果は、第1号被保険者63.6%、第2号被保険者38.7%の回答をいただきました。

② 在宅介護実態調査

本調査の目的は、要介護者に加えて、要介護者の介護を行っている家族等の実態を把握し、要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労の継続などに有効なサービスの在り方を検討することです。

調査の実施にあたっては、2023（令和5）年4月に宮崎市在住で要介護1～5の高齢者から2,000名を対象に無作為抽出し、郵送によるアンケート調査で実施しました。結果は、52.0%の回答をいただきました。

③ 介護人材実態調査

本調査の目的は、市内の介護サービス事業所から、介護人材の実態を把握し、人材確保に有効な施策の在り方を検討することです。

調査の実施にあたっては、2023（令和5）年5月に、市内に所在する介護サービス事業所（985事業所）を対象に、ウェブ回答方式で調査を実施しました。結果は、43.8%の回答をいただきました。

④「地域包括ケア見える化システム」を活用した分析

国が提供している「地域包括ケア見える化システム」により、認定情報や給付情報など、全国の自治体との比較を通して、本市の傾向等を把握することができるようになっていました。また、この情報をもとに、本市の介護保険の運営に関する現状や課題の整理を行っています。

⑤ パブリックコメントの実施

本計画策定の過程において、宮崎市パブリックコメント制度実施要領に基づき、本計画の趣旨や内容等を素案の段階で広く公表し、市民の方々のご意見や情報の提出を受けながら検討を進めてきました。寄せられたご意見等を計画に反映するとともに、今後の施策の参考とさせていただくこととしています。

〔実施期間〕 令和6年1月22日から 令和6年2月16日 まで

（3）行政内部の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域包括ケア推進課を事務局に、関連する事業や取り組みの所管となる地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課でプロジェクト体制を構築し、緊密な連携に加えて、随時情報共有を図るとともに、議論を重ねてきました。また、円滑な策定作業を行うとともに、宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会での審議やパブリックコメント、介護サービス事業所等へのヒアリングなどを実施しながら実効性の高いプランの策定に努めました。

（4）計画の周知と点検体制

本計画に掲げる施策を円滑に実施するためには、市民・事業者に広く周知を図り、多くの方に理解を深めていただくことが重要です。

本計画は、ホームページ等に掲載するほか、計画の概要版を自治会に班回覧するなどして周知に努めるとともに、関係団体の会合や出前講座等の機会を通じて直接説明を行い、介護保険制度の普及啓発に併せて、介護サービスの適正な利用についても理解を求めていくことに努めます。

また、計画に即した各施策の展開が円滑に行われるよう、設定した成果指標等をもとに適切な進行管理を行います。計画の進行については、「宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会」において年次報告を実施し、ご意見をいただくこととします。

なお、計画期間中においても個別の事業内容については、社会情勢の変化や国の制度見直し等に応じて適宜見直しを図り、効率的な事業の運営に努めます。